

松本市規則第101号

松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年12月10日

松本市長 臥雲 義尚

松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例施行規則の一部を改正する規則

松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例施行規則（令和6年規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線を付した部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
	<p><u>(事業区域)</u></p> <p><u>第2条 条例第2条第6号イに規定する次の各号に掲げる区域とは、当該各号に定める区域をいう。</u></p> <p><u>(1) 物理的形状によって一体と認められる区域 設置事業及び発電事業を行う一団の土地（以下「事業用地」という。）と隣接する一団の土地又は里道、農業用水路その他の法定外公共物（実質的にその機能を喪失していると認められるものに限る。）を挟んで隣接する一団の土地</u></p> <p><u>(2) 所有者の形態によって一体と認められる区域 事業用地と隣接する一団の土地であって、事業用地又は太陽光発電設備の所有者と同一の者が所有する太陽光発電設備等が設置されるもの</u></p> <p><u>(3) 事業者の形態によって一体と認められる区域 事業用地と隣接する一団の土地であって、事業用地に係る設置事業者又は発電事業者と同一の者が設置事業又は発電事業を行うもの</u></p>

(事前申請)

第2条 申請予定者は、条例第8条第1項の規定による届出をしようとするときは、設置事業事前申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1)～(13) [略]

(14)・(15) [略]

2 条例第8条第2項第7号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

3 [略]

(近隣住民等への説明及び意見の聴取)

第3条 [略]

(設置事業の許可)

第4条 設置事業者は、条例第13条第1項の規定による申請を行うときは、設置事業許可申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1)～(19) [略]

(20)・(21) [略]

2 [略]

3 条例第13条第3項第17号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

第5条～第7条 [略]

(着手の届出)

第8条 条例第18条の規定による届出は、設

(事前申請)

第3条 申請予定者は、条例第8条第1項の規定による届出をしようとするときは、設置事業事前申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1)～(13) [同左]

(14) 発電事業者及び設置事業者の登記事項証明書(法人の場合に限る。)

(15)・(16) [同左]

2 条例第8条第2項第7号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 発電事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2)・(3) [同左]

3 [同左]

(近隣住民等への説明及び意見の聴取)

第4条 [同左]

(設置事業の許可)

第5条 設置事業者は、条例第13条第1項の規定による申請を行うときは、設置事業許可申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1)～(19) [同左]

(20) 発電事業者及び設置事業者の登記事項証明書(法人の場合に限る。)

(21)・(22) [同左]

2 [同左]

3 条例第13条第3項第17号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 発電事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2)・(3) [同左]

第6条～第8条 [同左]

(着手の届出)

第9条 条例第18条の規定による届出を行

<p>置事業着手届（様式第14号）<u>によるものとする。</u></p> <p>第9条～第15条 [略]</p> <p>別表第1（第5条関係） [略]</p> <p>別表第2（第5条関係） [略]</p>	<p><u>うときは、設置事業着手届（様式第14号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。</u></p> <p><u>(1) 発電事業者が当該発電事業を実施することを証する書類</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</u></p> <p>第10条～第16条 [同左]</p> <p>別表第1（第6条関係） [同左]</p> <p>別表第2（第6条関係） [同左]</p>
---	--

様式第1号中「第2条関係」を「第3条関係」に、

「

太陽光発電施設の合計出力		kW
発電した電力の用途	<input type="checkbox"/> 売電 <input type="checkbox"/> 自家消費 設備ID ( )	
工事施工者名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、住所及び連絡先）		

を

「

太陽光発電施設の合計出力		kW
発電事業者	住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）	
	電話番号	
発電した電力の用途	<input type="checkbox"/> PPA (電力販売先： ) <input type="checkbox"/> 自家消費 <input type="checkbox"/> 固定価格買取制度による売電 <input type="checkbox"/> その他 (設備ID： ) ( )	
工事施工者	住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）	

に、

	氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）	
	電話番号	

「14 当該事業に係る関係法令等の一覧

15 その他市長が必要と認める書類」を

「14 発電事業者及び設置事業者の登記事項証明書（法人の場合に限る。）

15 当該事業に係る関係法令等の一覧」に改める。

16 その他市長が必要と認める書類」

様式第2号中「第2条関係」を「第3条関係」に改める。

様式第3号中「第3条関係」を「第4条関係」に、

「

設置事業者	住所：	
	氏名：	
	電話番号：	

」を

「

発電事業者	住所（主たる事務所の所在地）：	
	氏名（名称及び代表者の氏名）：	
	電話番号：	
設置事業者	住所（主たる事務所の所在地）：	
	氏名（名称及び代表者の氏名）：	
	電話番号：	

」に改める。

様式第4号中「第3条関係」を「第4条関係」に、「第3条第2項」を「第4条第2項」に、

「

説明者	<input type="checkbox"/> 設置事業者 <input type="checkbox"/> その他（ ）
-----	---

」を

「

説明者	<input type="checkbox"/> 発電事業者 <input type="checkbox"/> 設置事業者 <input type="checkbox"/> その他（ ）
-----	--

」に改める。

様式第5号中「第3条関係」を「第4条関係」に、

「

説明者	<input type="checkbox"/> 設置事業者 <input type="checkbox"/> その他（ ）
-----	---

」を



様式第10号中「第4条関係」を「第5条関係」に改める。

様式第11号及び様式第12号中「第6条関係」を「第7条関係」に改める。

様式第13号中「第7条関係」を「第8条関係」に改める。

様式第14号中「第8条関係」を「第9条関係」に、

「

工事施工者	住所
	氏名
	電話番号

を

「

工事施工者	住所
	氏名
	電話番号

に改める。

- 添付書類 1 発電事業者が当該発電事業を実施することを証する書類  
2 その他市長が必要と認める書類

様式第15号中「第9条関係」を「第10条関係」に改める。

様式第16号中「第10条関係」を「第11条関係」に改める。

様式第17号中「第11条関係」を「第12条関係」に改める。

様式第18号中「第12条関係」を「第13条関係」に改める。

様式第19号中「第13条関係」を「第14条関係」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後の事前申請に係るものから適用し、同日前の事前申請に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例施行規則の規定による様式は、当分の間、新規則の規定による様式とみなす。